

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

【重要】JR稲荷駅での客待ち行為について

京都府警からの連絡です。

JR伏見稲荷駅東側での客待ち行為は、当センター指導員だけではなく、地元自治会の方や管轄機関、それぞれの立場において指導啓発を続けてまいりました。特に、駅スロープに掲示された「**この付近はタクシー乗り場ではありません**」と書かれた横断幕については、付近通行の皆様も目にされていると思います。しかしながら、指導を継続する中で、これらの警告を無視し、常態的に客待ち行為を行う会社・運転者がいることも事実です。

この度、所轄警察署より、同地点での**待機行為に改善が見られない場合、①10月より駐車違反による検挙を検討（運転者乗車中でも検挙対象）②物理的にタクシーが停車できないようにボラールなどの建築物を設置する——等の通告**がありました。いずれの施策も、タクシー事業への悪影響が予想されます。まずは当該地域での客待ち行為は厳に慎んでいただく事と同時に運転者への強いご指導をお願いいたします。

荒神橋西詰および烏丸北大路南東の公衆トイレ付近での喫煙について

京都市からの連絡です。

最近、荒神橋西詰や烏丸北大路南東の公衆トイレ付近で、喫煙しているタクシー運転者が居るとの通報を受けています。

同地に限らず、京都市全域は、原則として路上喫煙はできない禁止地域に指定されております。そのため、タバコを吸われる際には、喫煙コーナー等で吸っていただくようお願いします。繰り返しますが、京都市内では原則、路上喫煙禁止であることにご留意くださいますようお願いいたします。

上記につきまして、貴社乗務員・貴組合員への周知徹底をお願い致します。